

大阪国際医療貢献推進委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は、大阪国際医療貢献推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 委員会の事務所は、公益財団法人大阪観光局内に置く。

(目的)

第3条 委員会は、大阪・関西で医療を受けるために来阪する外国人受診者・患者（医療インバウンド）の受入促進を図ることで大阪の国際医療貢献を後押しするとともに、富裕層向けの観光コンテンツの開発・提供を通じた府内観光の消費拡大を促すことを目的とする。

(事業)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業に関する助言を大阪国際医療貢献プラットフォーム運営事業者である株式会社JTBに対して行う。

- (1) 来阪する外国人受診者・患者に対する大阪の医療・サービスの認知度向上
- (2) 大阪・関西の医療機関の受入れ体制の整備に関すること
- (3) 医療を受けるために来阪する外国人受診者・患者の受入の円滑化に関すること
- (4) 大阪の国際医療貢献および観光政策に寄与するためのプラットフォーム構築に関すること
- (5) その他委員会の目的を達成するために必要な事業

(委員会の構成員)

第5条 委員会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 大阪府市内医療関係者
 - (2) 大阪観光局関係者
 - (3) 一般財団法人日本健康開発財団関係者
 - (4) 本事業委託関係者
 - (5) 上記関係者によって承認された法人又は団体
- 2 構成員になろうとする者は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）を所定の様式による申し込みを行い、第6条における会長の承認を受けなければならない。また、申込内容に変更があったときは、遅滞なく委員会にその旨を届け出なければならない。なお、本会開催時における承認は、公益財団法人大阪観光局理事長が会長を代行し、委員総会を招集する。

(役員の設定)

第6条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名

(役員を選任)

第7条 会長及び副会長は、第10条に規定する委員総会の決議によって、委員から選任する。

(会長及び会長代行の職務及び権限)

第8条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は、選任の日から2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者及び現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(委員総会)

第10条 委員総会は、すべての委員をもって構成する。

- 2 委員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任
- (2) 規約の変更
- (3) その他委員会の運営に関する重要な事項

- 3 委員総会は、会長が招集し、及びその議長となる。
- 4 委員総会は、第1項に掲げる委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 委員総会の会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要に応じて、委員総会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 やむを得ない理由のため、委員総会の会議に出席できない委員は、あらかじめ書面で表決し、又は他の出席する委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第4項及び第5項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
- 8 会長は、委員総会を招集する暇のない場合又は議案が軽易である場合は、委員総会の会議に付議すべき事案を記載した書面を第1項に掲げる委員総会の構成員に回付し、その賛否を問うことにより委員総会の会議に代えることができる。

(顧問)

第11条 委員会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 会長は、必要に応じ、顧問を委員総会、役員会又は部会に参加させることができる。
- 4 顧問は、事業の円滑な推進について、専門的見地から会長に対して意見を述べるることができる。

(出席方法の特例)

第12条 委員総会の出席者（以下「委員等」という。）は、やむを得ない事由により会議の開会場所への参集が困難な場合、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）により会議に出席することができる。

2 前項の場合において、委員等は、会議にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ届出を行わなければならない。

3 前項の規定により届出を行い、会議に出席した委員等は、委員総会では第10条第4項及び第5項の出席者とする。

(事務局)

第13条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局を統括するため、事務局長を置き、構成員が兼務することができる。

(解散)

第14条 委員会は、委員総会の議決を経て解散する。

(規約の変更)

第15条 この規約の変更は、委員総会において決議する。

2. 軽微な改訂は会長の決裁によることができる。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。